

第723回農地部会議事録

開催日時	平成28年4月5日（水） 午後4時00分から	
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 人事課会議室	
出席委員	楠瀬 裕久・西野 幸一・森本 常喜・横山 桂一・加藤 孝幸・田内 正博・成岡 三男 鍋島 義信・平田 文彦・山崎 茂盛・宮田 義久・竹内 義昭・中山 忠明 前田 貴美雄・宇賀 巖・氏原 総志・島田 研一・上田 博・久保 壽美男 以上19名	
欠席委員	澤本 和男 以上1名	
部会外出席委員	会長 門田 博文・会長職務代理者 大野 哲 以上2名	
事務局出席者	吉良事務局長・岩崎次長・榮枝管理主幹・榮枝主査・尾崎主査 以上5名	
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第5号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第3項の規程による承認取り消し願の件 第6号議案 非農地証明願の件 第7号議案 買受適格証明願の件 議案外（報告） <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・ 農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件 追加議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件	

備考〔添付書類〕

- 第723回農地部会議案書
- 現地案内図
- 追加議案書
- 特定農地貸付法に関する資料（資料1）
- 平成29年4月1日付け農業委員会人事異動について

開 会 議 長	(農地部会長中山忠明が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後4時00分)) ただいまより第723回農地部会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議長	欠席委員の報告を行います。澤本委員から欠席の報告が来ております。部会委員総数20名中、出席委員数19名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第22条4項に基づき、本日の農地部会が成立することを、ご報告いたします。
議事録署名委員指名 議長 委員 議長	ありがとうございました。次に、議事録署名委員の選任につきましては部会長より指名いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) ありがとうございます。それでは指名いたします。署名委員は、田内正博委員と宮田義久委員の2名にお願いいたします。
議 事 議 長 榮枝主査 議 長 委 員 議 長 榮枝主査	只今から議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。 今月は全体で1件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。 案件1は、売買契約が解約になったとの理由により、平成29年3月27日付けで申請の取下げ願いが提出されましたので、案件の説明は省略させていただきます。 なお、当該取り下げにつきましては5月の部会において報告をさせていただきます。 以上で第1号議案の説明を終わります。 第1号議案の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。 (意見・質問なし) ご意見やご質問がないようですので、事務局の説明のとおり申請の取下げ願いが提出されておりますので、以上で審議を終わります。 次に、第2号議案、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。 今月は全体で5件の届出が出されております。議案書は4ページをご覧ください。 案件1は、佐々木町、市街化区域、畑、115m ² 外2筆、合計650.25m ² を、平成27年5月17日、相続により所有権を取得したことの届出です。 現地は、届出人両名の親族が耕作しているため、あっせんの希望はないということです。 続きまして案件2は、孕西町、市街化区域、登記地目、田、現況、畑、79m ² 外1筆、

	<p>合計 277 m²を、平成 28 年 12 月 20 日、相続により所有権を取得したことの届出です。現地は、届出人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことです。</p> <p>続きまして、議案書 5 ページから 6 ページにまたがります案件 3 は、長浜、市街化区域、畠、991 m²の内 926.32 m²外 13 筆、合計 13,031.71 m²を、平成 28 年 2 月 20 日、相続により所有権を取得したことの届出です。</p> <p>現地は、届出人が耕作及び管理をしているため、あっせんの希望はないとのことです。</p> <p>続きまして案件 4 と 5 は届出人が同一の関連案件となりますので、まとめて説明いたします。</p> <p>議案書 6 ページから 9 ページにまたがります案件 4 は、土佐山梶谷、その他の区域、田、2,559 m²外 18 筆、合計 10,622 m²を、案件 5 は、土佐山、その他の区域、畠、770 m²を、案件 4 は平成 28 年 2 月 26 日に、案件 5 は平成 27 年 5 月 31 日に、それぞれ相続により所有権を取得したことの届出です。</p> <p>両案件とも現地は、届出人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことです。</p> <p>全ての案件につきまして、相続登記が済んでいることを事務局で確認しております。</p> <p>以上で第 2 号議案の説明を終わります。</p>
議 長	第 2 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。まず、第一事前審査会の楠瀬委員長から報告をお願いいたします。
楠瀬委員	案件 1 については、受理相当と認めました。
議 長	次に、第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。
成岡委員	案件 2 については、受理相当と認めました
議 長	次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件 4 と 5 について、受理相当と認めました。
議 長	最後に、第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。
上田委員	案件 3 の第四事前審査会該当分については受理相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。案件 1 から案件 5 については受理することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件 1 から案件 5 については受理することに決定いたします。

議長	<p>続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
榮枝主査	<p>今日は全体で2件の申請が出されております。議案書は11ページをお開きください。</p> <p>案件1は、鏡小浜、畑、45m²を自己住宅の敷地に転用するという申請です。</p> <p>本案件は申請地の西側に隣接する雑種地と一体利用するという申請であり、住宅そのものは西側の雑種地に立てられる予定です。</p> <p>現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクで塗ったところが申請地で、黄色に塗ったところが一体利用地として申請されている雑種地となります。</p> <p>農地の種別につきましては、甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しています。</p> <p>事業計画書によりますと、当該申請地を選んだ理由としましては、申請者は以前から郊外の自然の多い落ち着いた住環境で生活したいと考えていたところ、今回、その条件に合致する土地が見つかり、その土地に隣接する当該申請地を一体的に利用したいと考え、選定したことです。</p> <p>申請地の利用計画としましては、申請地は表土を漉き取り、整地を行った後、碎石を敷き、庭として使用し、申請地と一体利用する雑種地に接する市道から進入する計画となっております。</p> <p>被害防除計画としましては、申請地の東側は畑、一体利用地の西側は道路を挟んで雑種地、北側は住宅、南側は畑となっております。</p> <p>排水につきましては、一体利用地の住宅から出る雑排水は、合併浄化槽に接続し、一体利用地の南側にある既存水路に排出し、雨水については自然浸透及び集水枠を経由して同じく一体利用地の南側にある既存水路に排水する計画となっております。</p> <p>申請地の東側隣地が農地となっておりますが、建物からは離れているため、日照について特に影響はないとのことです。</p> <p>添付書類としまして、既存水路への排水同意書は、現在、耕地課に申請中ですが、隣接の農地耕作者の同意書等、他の必要な書類は添付しております。</p> <p>他法令につきましては、農振法関係では、農振農用地区域外となっております。</p> <p>土木委員の意見については、問題なしとの意見を事務局で確認しております。</p> <p>続きまして、案件2は、布師田、登記地目、田、現況、畑、392m²を、分家住宅に転用するため、使用貸借権を設定する申請となっております。</p> <p>現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。</p> <p>農地の種別につきましては、10ha以上の広がりのある農地であるため、第1種農地</p>

	<p>と判断していますが、集落に接続した農地であり、その集落内に譲受人の親が居住していることから、農地法施行規則第33条第4号に規定する、不許可の例外に該当すると考えます。</p> <p>事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由としましては、譲受人は現在、アパートに居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため住宅を建築することになり、今後、親の扶助が必要となってくることも考慮して、親の家の近くである当該申請地を選んだとのことです。</p> <p>申請地の利用計画につきましては、造成は行わず整地のみで碎石を敷き、建築面積61.72 m²の住宅1棟、自家用及び来客用の駐車場3台分及び物干し場に転用する計画となっております。また、申請地内に既存の農業用倉庫がありますが、その倉庫は位置及び自転車等の駐輪場として使用することで、申請地へは申請地西側の市道から進入する計画であるとのことです。</p> <p>被害防除計画としましては、申請地の東側は水路を挟んで宅地及び農地、西側は市道を挟んで農地、南側は貸人所有の農地、北側は市道を挟んで宅地となっており、生活雑排水は合併浄化槽に接続し、申請地西側の水路に排水し、雨水は申請地内の南端に水路を造りその水路から申請地東側の水路へ排水するほか、申請地西側及び北側の水路に排水する計画となっており、周囲への影響はないとのことです。</p> <p>添付書類としましては、隣接農地の所有者の同意書等、必要な書類は添付されております。</p> <p>他法令につきましては、農振法関係では平成28年11月17日付けをもって農用地区域から除外されております。都市計画法に基づく開発許可につきましては、都市計画課に申請中です。</p> <p>土木委員の意見については、「問題なし」との意見を事務局で確認しております。</p> <p>以上で第3号議案の説明を終わります。</p>
議長	第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。まず、第一事前審査会の楠瀬委員長から報告をお願いいたします。
楠瀬委員	案件1については、地元委員の現地確認をふまえ審議した結果、許可相当と認めました。
議長	次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件2については、地元委員の現地確認をふまえ審議した結果、許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。案件2につきましては、1種

議 長	農地のため、県ネットワーク機構に意見を諮問した後に許可相当として県知事に送付することを、案件 1 につきましては、許可相当として県知事に送付することといたしますが、ご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件 2 につきましては、県ネットワーク機構に意見を諮問した後に、許可相当として県知事に送付することを、案件 1 につきましては、許可相当として県知事に送付することに決定いたします。
	次に、第 4 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画の件を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画の件に関しましては、事前審査会で審議をいただいたいた案件の他に、追加議案の案件として 1 件審議するべき案件があるそうですので、事務局よりまとめて説明をお願いします。
榮枝主査	今月は全体で 23 件の申請が出されております。内訳は、所有権移転が 8 件、利用権の新規設定が 10 件、更新設定が 4 件となっております。
	最初に所有権移転の案件から説明いたしますが、所有権移転の案件につきましては、議案書への掲載が抜けていた案件がございます。その案件を含めました総括表等を、本日、皆さまのお手元に追加議案としてお配りしておりますので、その追加議案から説明をさせていただきます。
	議案書の不備によりご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございません。
	それでは、追加議案の 1 ページをご覧ください。所有権移転についての総括表を掲載しております。
	総括表の 1 が、所有権移転の総括です。今月は、所有権を移転する者が 5 人で延べ 8 人、所有権の移転を受ける者が 5 人で延べ 8 人となっております。
	所有権移転を行う土地の内訳は、田が 10 筆、4,989 m ² 、畑が 5 筆、2,040 m ² です。
	以下の表は、対象農地を地区別に表したもので、詳細については省略させていただきます。
	それでは、追加議案の 2 ページをご覧ください。
	追加議案案件 1 は、長浜、畑、1,041 m ² を、売買により所有権を移転するものです。
	平成 29 年 2 月 2 日に譲渡人から売りたいとの申出があり、平成 29 年 3 月 14 日に JA 高知市長浜支所の会議室において、地元委員立会いのもと、話がまとまったものです。
	それでは資料は議案書に戻ります。議案書は 20 ページをご覧ください。
	引き続き、所有権移転の案件について説明いたします。
	議案書 20 ページの案件 16 は、春野町秋山、田、99 m ² 外 4 筆、合計 1,396 m ² を売買により所有権を移転するものです。

平成 28 年 11 月 29 日に譲渡人から売りたいとの申出があり、平成 29 年 2 月 17 日に J A 高知春野会議室において、地元委員の立会いのもと、話がまとまつたものです。

続きまして、案件 17 は、春野町秋山、田、416 m²を売買により所有権を移転するものです。平成 26 年 4 月 22 日に譲渡人から売りたいとの申出があつたものです。

なお、譲受人は農家登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となつております。

耕作計画書によると、譲受人は、農業を営んでいたお父さんがご病気になられてから、週の半分程度を春野町秋山の実家で過ごし、農地も耕作しており、また、譲受人自身も定年が近いことから、定年後は農業を営み、経営を拡大する意向があるということです。

譲受人自身は経営面積を有していないため、議案書には 2 親等内の親族であるお父さんの耕作面積を記載しており、戸籍等により 2 親等内の親族であることを事務局で確認しております。

また耕作面積が農地法第 3 条許可申請における下限面積である 4 反を下回っていることについて補足説明をいたします。

農業経営基盤強化促進法による農地の売買の場合、農地法第 3 条許可申請による売買と違い下限面積の要件はありませんが、担い手農家への農地集積を目的とする法の趣旨に照らして、農地法 3 条許可申請の下限面積を大きく下回る経営面積の農家への所有権移転が適当であるとは言いかねる部分があります。

しかしながら、今回、同一人を譲受人とする所有権移転の案件が当該案件以外に 2 件出されており、3 件全ての所有権移転が全て妥当なものと認められると、経営面積が 4 反を上回ることから、問題ないものであると考えております。

それでは続きまして議案書 20 ページから 21 ページにまたがります案件 18 は、春野町秋山、畑、343 m²外 2 筆、合計 761 m²を売買により所有権を移転するものです。

平成 26 年 4 月 22 日に譲渡人から売りたいとの申出があつたものです。

なお、譲受人の耕作面積は、農地法第 3 条許可申請における下限面積である 4 反を下回っておりますが、今回、同一人を譲受人とする所有権移転の案件が当該案件以外にもう 1 件出されており、両案件の所有権移転が妥当なものと認められると、経営面積が 4 反を上回ることから、問題ないものであると考えております。

続きまして案件 19 は、春野町秋山、畑、238 m²を売買により所有権を移転するものです。平成 28 年 12 月 19 日に譲渡人から売りたいとの申出があつたものです。

続きまして案件 20 は、春野町秋山、田、961 m²を売買により所有権を移転するものです。平成 29 年 1 月 25 日に譲渡人から売りたいとの申出があつたものです。

なお、譲受人の耕作状況等につきましては、案件 17 で説明しましたので、説明を省略させていただきます。

続きまして案件 21 は、春野町秋山、田、727 m²を、売買により所有権を移転するもので、平成 29 年 1 月 11 日に譲渡人から売りたいとの申出があったものです。

なお、譲受人の耕作状況等につきましては、案件 17 で説明しましたので、説明を省略させていただきます。

続きまして案件 22 は、春野町秋山、田、379 m²外 1 筆、合計 1,489 m²を、売買により所有権を移転するもので、平成 29 年 1 月 11 日に譲渡人から売りたいとの申出がありました。

なお案件 17 から案件 22 までの 6 件につきましては全て、平成 29 年 2 月 23 日に JA 高知春野会議室で、地元委員の立会いのもと、話がまとまった案件となります。

以上が所有権移転の案件となります。

次に、利用権設定についての説明に移りますので、議案書は 14 ページにお戻りください。

利用権設定についての総括表を掲載しております。

1 が、利用権設定の総括です。今月は、利用権を設定する者が 15 人で延べ 16 人、利用権の設定を受ける者が 12 人で延べ 16 人となっております。土地の内訳は、田が 39 筆、25,056.28 m²です。

また、設定の内訳を見ますと、更新設定が 9 筆、6,136. m²、新規設定が 30 筆、18,920.28 m²となっております。

期間別の設定状況及び以下に記載してあります対象農地を地区別に表した表につきましては、詳細の説明を省略させていただきます。

それでは議案書は 15 ページをご覧ください。議案書 15 ページの案件 2 と議案書 18 ページの案件 9 は賃貸人が同一の関連案件ですのでまとめて説明いたします。

まず議案書 15 ページの案件 2 は、五台山、田、661 m²外 1 筆、合計 1,156 m²を、次に議案書 18 ページをご覧ください。議案書 18 ページの案件 9 は、介良丙、田、431 m²外 3 筆、合計 1,659 m²を、両案件とも平成 29 年 5 月 1 日から平成 36 年 4 月 30 日までの 7 年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、両案件の申請地につきましては、貸人が高知市担い手育成総合支援協議会に対し、利用権設定等に関する事務を委任した土地であり、平成 25 年 8 月 1 日付けで同協議会の代理申請で第三者に貸付がされておりましたが、今年 2 月に合意解約されたため、今回の借人が新たに借り受けるものです。

それでは議案書は 15 ページにお戻り下さい。議案書 15 ページから 16 ページにまた

がります案件3は、屋頭、田、1,133m²外2筆、合計4,197m²を平成29年5月1日から平成34年4月30日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして議案書16ページから17ページにまたがります案件4は、布師田、田、1,025m²外9筆、合計4,590m²を、平成29年5月1日から平成34年4月30日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして案件5から案件7の3件は賃借人が同一の関連案件ですので、まとめて説明いたします。

案件5は、介良甲、田、330m²のうち322.70m²外1筆、合計575.07m²を、案件6は、介良甲、登記地目、畑、現況、田、495m²外1筆、合計637m²を、案件7は、介良甲、田、1,067m²のうち1,063.21m²を、3件とも平成29年5月1日から平成34年4月30日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして議案書18ページをご覧ください。議案書18ページの案件10は、中間管理権の設定により高知県農業公社が農地を借り受ける内容となっている関連案件です。

案件10は、介良丙、田、396m²外1筆、合計802m²を、平成29年5月1日から平成39年4月30日までの10年間貸すという使用賃借権の新規設定です。

なお、最終貸付予定者は、現地で水稻を耕作する予定となっております。

続きまして議案書は19ページをご覧ください。

案件12は、春野町弘岡上、田、1,712m²外1筆、合計2,541m²を、平成29年5月1日から平成34年4月30日までの5年間貸すという、賃借権の新規設定です。

なお、本案件の申請地は未相続地であるため、相続権の2分の1を越える相続権者の同意があることを事務局で確認済みです。

続きまして、案件13は、この案件も中間管理権の設定により、高知県農業公社が農地を借り受けることとなっている案件ですが、春野町弘岡上、田、1,157m²外1筆、合計1,700m²を、平成29年5月1日から平成32年4月30日までの3年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、最終貸付予定者は、現地で野菜を耕作する予定となっております。

以上、計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

全ての案件について、本日の部会で計画が妥当なものと決定されると、平成29年5月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で第4号議案の説明を終わります。

第4号議案及び追加議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたしま

議長

	す。第二事前審査会の楠瀬委員長から報告をお願いいたします。
成岡委員 議長	報告します。案件1から3については、妥当と認めました。なお、追加議案の案件1については事前審査会の審議をしておりませんので、本部会で審議をお願いします。
竹内委員 議長	次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
上田委員 議長	案件4から案件11について、妥当と認めました。
	最後に、第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。
	案件12から案件22については妥当と認めました。
議長	これから審議に入りますが、当時者となられている方が1名いらっしゃいますので、先に審議をいたします。田内委員は席を外してください。
	(田内委員 退席)
議委員 議長	それでは案件11について、ご意見やご質問がございましたらお願ひいたします。
	(意見・質問なし)
議委員 議長	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。案件11につきましては妥当なものと決定いたしますが、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
議委員 議長	案件11については妥当なものと決定いたします。審議が終わりましたので、田内委員は席にお戻りください。
	(田内委員 着席)
議長	続きまして追加議案の審議に入りますが、事前審査会のときには案件が出てなかったということで、部会での審議をお願いしますということですが、追加議案の案件1について、ご意見ご質問がございましたらお願ひいたします。
議員 議長	(意見・質問なし)
議委員 議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。追加議案の案件1については妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議委員 議長	それでは、追加議案の案件1については妥当なものと決定いたします。
	それでは、第4号議案の案件1から案件10、案件12から案件22の審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願ひいたします。
議員 議長	(意見・質問なし)
議委員 議長	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。案件1から案件10、案件12から案件22については妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議委員 議長	案件1から案件10、案件12から案件22については妥当なものと決定することにいたし

榮枝主査	<p>ます。</p> <p>続きまして第5号議案、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第3項の規定による承認取り消し願の件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は23ページをご覧ください。特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律は、農地を都市住民等が趣味的に利用することを目的として、農地法等に対する特例法として制定された法律です。団体又は個人が農地を小区画に区切って貸し出す、いわゆる「市民農園」の開設について農業委員会が申請を受けて承認することになっております。</p> <p>本案件は高知市が農地所有者から借り受け、市民農園として貸し出していた農地について、農地所有者と高知市の賃貸借契約が終了しているため、本委員会が高知市に対して行っている貸付の承認を取り消すものです。</p> <p>皆さまのお手元に特定農地貸付の参考資料をお配りしております。資料1と記載されている書類をご覧ください。</p> <p>資料1をご覧いただきますと、下の方に特定農地貸付の手順の図が掲載されておりますので、その図をご覧ください。</p> <p>この図に沿って説明いたしますと、現在、図の④で示されており、農地所有者と地方公共団体である高知市との間の契約は終了していますが、③で示されており、農業委員会が高知市に対して行った貸付規定の承認のみが継続している状態となっております。</p> <p>このことから当該申請は、その承認を廃止するために提出された取消願についてご審議いただくものです。</p> <p>それでは案件の説明に戻りますので議案書の23ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、鏡吉原、畠、1,229m²のうち507m²に対し、平成10年8月13日付けで承認された特定農地貸付けについて承認の取消願が提出されたものです。</p> <p>借人である高知市と農地所有者との間での賃貸借契約は平成28年3月31日をもって終了しており、申請地は既に特定農地貸付けの用途に使用されていないことから、特定農地貸付けの承認を廃止するため、取消願が提出されたものです。</p> <p>本来であれば、昨年、農地所有者との賃貸借契約が解約となる際に当該取消願も提出されるべきでしたが、借人が取消しの手続きが必要であることを認識しておらず、手続きが遅れたものです。</p> <p>以上で第5号議案の説明を終わります。</p>
議長	第5号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。第一事前審

	査会の楠瀬委員長から報告をお願いいたします。
楠瀬委員 議長	承認取消しは妥当と認めました。 事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員 議長	(意見・質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。第5号議案につきましては、承認を取消すことに決定いたしますがご異議ありませんか。
委員 議長	(異議なし) それでは、第5号議案につきましては承認を取消すことに決定いたします 次に第6号議案、非農地証明願の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
榮枝主査	議案書は25ページをご覧ください。今月は6件の申請が出されており、それぞれの申請人及び土地の所在等については、議案書のとおりです。 地区の内訳は、朝倉が1件、鴨田が1件、三里が1件、長浜が1件、一宮が1件、布師田が1件となっております。全て地元委員の確認を得て、証明書を交付しております。追認をお願いします。
議長	第6号議案の説明が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員 議長	(意見・質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。第6号議案につきましては、追認することに決定いたしますがご異議ありませんか。
委員 議長	(異議なし) それでは、第6号議案につきましては追認することに決定いたします 次に、第7号議案、買受適格証明願の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
榮枝主査	今月は1件の申請が出されております。議案書は27ページをご覧ください。 買受適格証明とは、民事執行法による競売や国税徴収法の滞納処分による公売に際して、売却する物件の中に農地が含まれていた場合、その農地を申請者が買い受けることが出来ることの証明です。 競売、公売による売買であっても、農地を買い受ける場合には農地法第3条許可又は農地法第5条許可等が必要となります。 もしも入札の結果、最高価格で落札した者が、農地法第3条による農地の買受、あるいは農地法第5条による転用のための農地買受が出来なかった場合、入札をやり直す必要が

	<p>生じてしまうことから、入札に参加する者はあらかじめ、落札した場合に農地法第3条許可又は農地法第5条許可等を受けることができるという、許可権者の証明を添付して入札に参加することとされているものです。</p> <p>それでは案件の説明に移ります。案件1は、五台山、田、607m²外1筆、合計1,211m²について、高松国税局が行う公売に参加するため、買受適格証明願が提出され、地元委員の現地確認と、問題なしとの意見を踏まえ、証明書を交付しております。追認をお願いします。</p>
議長	<p>第7号議案の説明が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。第7号議案につきましては、追認することに決定いたしますがご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	それでは、第7号議案につきましては追認することに決定いたします
榮枝主査	<p>それでは続きまして議案外の報告を事務局より一括してお願いします。</p> <p>議案外報告を説明いたします。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件です。議案書は29ページをご覧ください。今月は7件の届出が提出されております。地区の内訳は、朝倉が2件、初月が1件、潮江が1件、長浜が2件、議案書は30ページに移りまして一宮が1件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。なお、案件7につきましては議案外報告③農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件の案件2と関連案件となっておりますので、議案外報告③の案件2につきまして、説明をさせていただきます。議案書は37ページをご覧ください。</p> <p>議案書37ページの案件2は、先ほど説明いたしました4条届出の案件7の届出地に設定されておりました農地法第3条による賃借権を合意解約したものです。</p> <p>本案件につきまして、地元委員に合意解約に相違ないことを確認いただいております。</p> <p>それでは、戻りまして②農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件について説明いたします。議案書は32ページをご覧ください。今月は15件の届出が提出されております。</p> <p>地区の内訳は、朝倉が2件、議案書は33ページにまたがりまして旭が1件、鴨田が1件、潮江が1件、中央が1件、議案書34ページにまたがりまして長浜が3件、議案書35ページにまたがりまして一宮が3件、高須が3件となっております。</p>

	<p>全ての案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。</p> <p>続きまして、③農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件です。議案書は37ページをご覧ください。</p> <p>今月は6件の合意解約が提出されております。地区の内訳は、旭が1件、一宮が1件、議案書は38ページにまたがりまして大津が2件、春野が2件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、地元委員に合意解約に相違ないことを確認いたしております。</p> <p>続きまして、④農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件です。議案書は40ページをご覧ください。今月は、農地法第5条許可申請に係る取下が1件あります。</p> <p>地区の内訳は、三里が1件です。</p> <p>案件1は、平成28年12月15日付けで申請を受付しておりましたが、申請に必要な添付書類が整わないと理由で、取下願が提出されたものです。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようでしたら議案外報告を終わります。その他ご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
事務局報告 委員長	<p>(平成29年度今後のスケジュール(案)について別紙に基づき説明)</p> <p>(農業委員及び農地利用最適化推進委員の応募状況について口頭で説明)</p> <p>(高知市報酬及び費用弁償条例の一部改正について口頭で説明)</p>
次回農地部会 議長	次回の農地部会は5月8日(月)を予定しております。
閉会議長	以上で第723回農地部会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後4時50分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成 29 年 5 月 25 日

議長

中山忠明

議事録署名委員

田内正博

議事録署名委員

宮田義久

議事録作成者

尾崎 哲雄